

山口市地域経済活性化のための
団体支援・DX促進補助金
募集要項

申請期間

令和3年7月1日(木)

～令和4年2月28日(月)

山口市では、商店街事業者や飲食店等で構成される市内中小企業団体（以下「団体」という。）が行う感染症対策への取組、消費喚起活動や集客向上の取組に対して支援を行うことにより、業界全体の事業継続を図ること、また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済の変革やアフターコロナを見据えて、業界団体に対してDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進することにより、中小企業等の生産性の向上や経営基盤強化を図ることを目的として「山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金」の補助対象事業を実施する団体を募集します。

I 補助金の概要

1. 補助対象団体

団体	団体
山口商工会議所	新町商店街協同組合
山口県中央商工会	山口市商店街連合会
徳地商工会	山口料飲組合
山口市本町商店街振興組合	小郡料飲組合
山口道場門前商店街振興組合	阿知須料飲組合
協同組合米屋町振興会	湯田温泉料飲社交組合
中市商店街振興組合	山口旅館組合
大市商店振興会	湯田温泉旅館協同組合
山口駅通商店会	
<p>その他、以下の全てに該当する団体</p> <p>ア 市内に本部又は支部があること。</p> <p>イ 市内で事業を営む中小企業者を中心に構成されていること。</p> <p>ウ 主たる構成員が同一業種又は一定区域内の事業者で構成されていること。</p> <p>エ 原則として、5以上の市内事業者で構成されていること。</p> <p>オ 法人格又は規約を有していること。</p> <p>カ 令和3年4月1日以前に設立し、活動実績を有すること。ただし、市内の同種の業界団体に属しておらず、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者で組織した団体であって、市長が特に認めるものについては、令和3年4月2日以降に設立されたものも補助対象とする。</p>	

2. 補助対象事業

- (1) 事業継続に向けた感染症対策、消費喚起、集客向上等の取組
- (2) DXを活用した消費喚起活動や集客向上の取組
- (3) DXを活用したデジタルクーポン券等の発行。ただし、補助対象団体の構成員数や想定される利用者の規模等を踏まえて、経済波及効果が見込まれる事業に限るものとし、プレミアム率は30%以内とします。

3. 補助対象経費

補助対象団体の構成員のうち、市内に事務所等を有する構成員に対して実施する取組に必要な以下の経費

- ・報償費、旅費（講師謝金、交通費など）
- ・備品購入費、設備導入費
- ・委託料
- ・需用費（消耗品費、印刷製本費など）
- ・役務費（通信費、広告料など）
- ・使用料及び賃借料

- ・その他必要と認める経費

(対象とならない経費)

- ・交際費、食糧費に該当する経費
- ・汎用性の高い物品等の購入費
- ・対象団体の管理運営にかかる経費
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

<対象事業(一例)>

<p>【事業継続に向けた感染症対策、消費喚起、集客向上等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的な感染対策機器等の導入による対策強化及び安全の可視化の取組 ・講じている感染症対策を消費者等に周知する取組 ・感染症対策を学ぶセミナー等の開催 ・共通割引券の発行 ・消費喚起のためのキャンペーン、イベント など <p>【DXを活用した消費喚起活動や集客向上の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス化など新しい技術の導入 ・集客向上のためのSNS等を活用した広報活動 ・ECサイトを活用した新たな販路の開拓 ・クラウドファンディングを活用したサービス展開 など <p>【DXを活用したデジタルクーポン券等の発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用アプリ等を活用したプレミアム付デジタルクーポン券の発行 <p>※消費喚起やデジタルクーポン券の発行等は、地域経済への波及効果の見込める取組が対象となります。</p>
--

8. 補助金額

団体の構成員数	補助上限額
10以下	50万円
11～50	100万円
51～100	200万円
101～150	300万円
151～200	400万円
201～300	500万円
301～400	600万円
401～500	700万円
501以上	1,000万円

※ 団体の構成員数は、本市に事務所等を有する構成員とします。

※ DXを活用した消費喚起活動や集客向上の取組を実施する場合は、上の表の補助上限額の2倍の額を上限額とします。

※ DXを活用したデジタルクーポン券等の発行を実施する場合は、上の表の補助上限額の5倍の額を上限額とします。

※ 同一の補助対象団体に対する補助金の交付は2回を上限とします。ただし、DXを活用したデジタルクーポン券等の発行に係る補助金の交付は1回に限るものとします。

※ 補助金の額は補助対象経費の全額とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

9. 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、交付の決定を受けた日から、事業が完了する日(令和4年3月15日)までとします。

10. 用語の意義

(1) 「中小企業者」とは下記のいずれかに該当するもの

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
中小企業基本法第2条（参考）

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下のものは除く)	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小 売 業	5千万円以下又は50人以下

- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

II 申請方法

1. 申請者

申請者は補助対象団体となります。

2. 申請書類及び部数

以下の書類を提出してください。

- (1) 山口市地域経済活性化のための団体支援・DX促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 登記事項証明書、定款又はこれに代わるもの（組合等の設立が確認できる書類）の写し
- (5) 構成員名簿
- (6) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料
- (7) 1から6までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3. 申請期間・申請方法・問合せ先

- (1) 申請期間：令和3年7月1日（木）～ 令和4年2月28日（月）
- (2) 申請方法：申請をご検討の際は、事前協議が必要となりますので、下記お問い合わせ先に御連絡ください。
- (3) 問合せ先：

〒753-8650

山口市龜山町2番1号

山口山口市ふるさと産業振興課 商工労政担当

電話：083-934-2719 FAX：083-934-2650

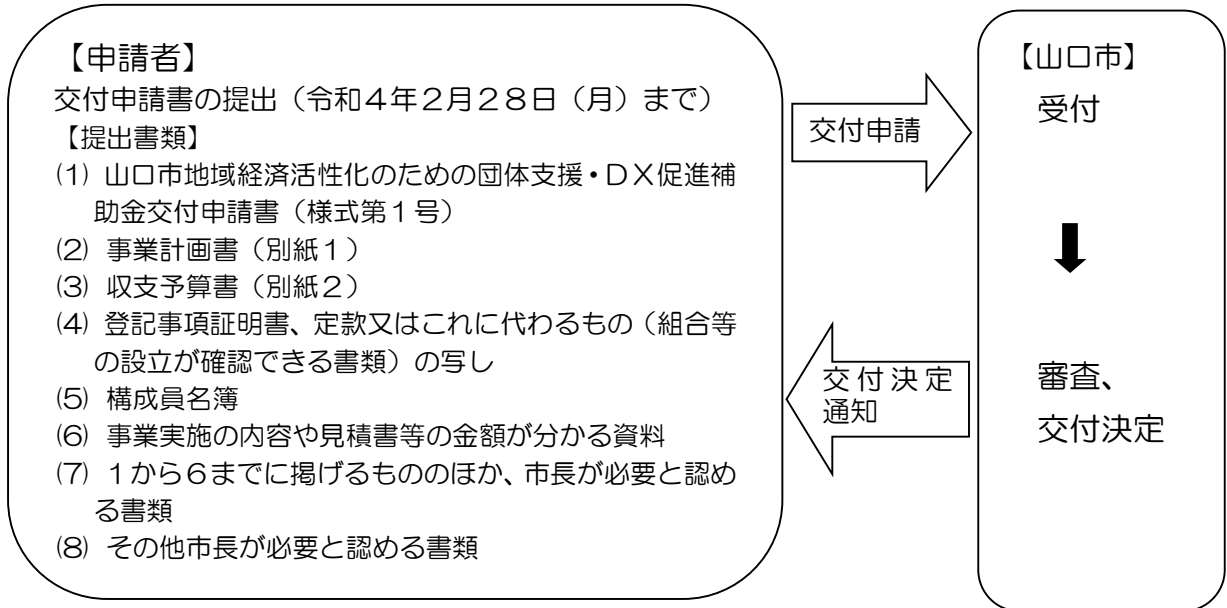
E-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

4. 留意事項

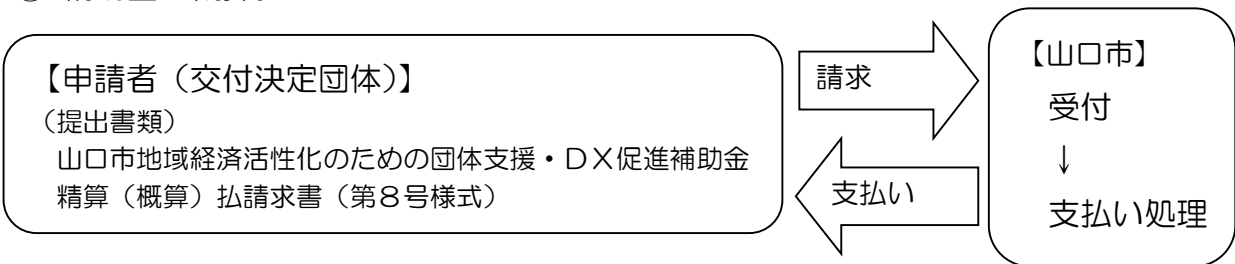
- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合や不正行為があった場合には、申請を無効とし、補助金を返還していただきます。
- (3) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (4) 申請書類は返却いたしません。

Ⅲ 補助金交付までの流れ

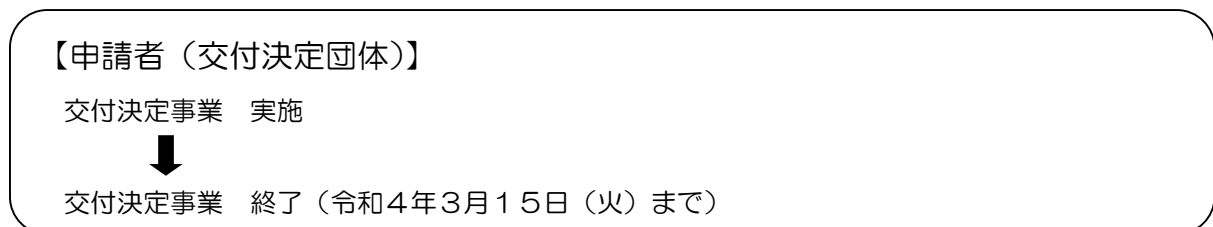
① 補助対象事業交付申請



② 補助金の概算払い



③ 補助対象事業の実施



④ 実績報告・額の確定・清算

